

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

近年、障害者自立支援法、医療観察法及び自殺対策基本法の施行をはじめ精神保健医療福祉施策を取り巻く環境は大きく変化しており、精神保健福祉士に求められる社会的役割は変化している状況にある。このような状況を踏まえ、精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成及び人材育成の在り方について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 教育カリキュラム
- (2) 実習の在り方
- (3) その他

3 構成等

- (1) 検討会は上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求める者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

4 検討会

- (1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (3) 必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

5 その他

検討会の庶務は社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会構成員名簿

氏名	所属・役職
石川 到覚	大正大学人間学部人間福祉学科 教授
大塚 淳子	社団法人日本精神保健福祉士協会 常務理事
鹿島 晴雄	慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室 教授
京極 高宣	国立社会保障・人口問題研究所 所長
新保 祐元	東京成徳大学人文学部 教授
谷野 亮爾	社団法人日本精神科病院協会 副会長
寺谷 隆子	山梨県立大学人間福祉学部 教授
古川 孝順	東洋大学ライフデザイン学部 学部長

※ 五十音順

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会の設置について

趣 旨

○ 精神保健福祉士制度については、平成10年4月に施行された制度であるが、制度が施行されてから精神保健医療福祉施策を取り巻く環境が大きく変化している。

ex.)障害者自立支援法、医療観察法、自殺対策基本法の成立など

○ また、精神保健福祉士が担うべき社会的な役割が拡大する状況を踏まえ、精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成及び人材育成の在り方を検討する必要性が生じているとの指摘もある。

(平成18年12月8日「精神保健福祉士のあり方に関する検討について(お願い)」日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士養成校協会)

○ 本検討会においては、こうした精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に対応した養成の在り方等について検討を行うこととする。

養成の在り方

○精神保健福祉士制度施行からの環境の変化を踏まえた教育カリキュラムの検討を行う。

○実習の在り方を中心として、教員や実習指導者の要件、実習施設の基準とともに、国家試験の在り方、実務経験の範囲、精神保健福祉士の自己研鑽の在り方、卒後研修の在り方等についても、検討事項とする。

※1 社会福祉士の教育内容の見直しについても視野に入れた検討を行う。

※2 また、7回に渡り実施した「精神保健福祉士制度の在り方に関する意見交換会」において、日本精神保健福祉士協会等より提案があった要望事項についても、検討の際に考慮に入れることとする。

① 教育カリキュラムの検討事項

- 職域における活躍を踏まえ、教育カリキュラム及び卒後教育の役割の整理
- 社会福祉士との共通科目の整理
- 保健福祉系大学等における指定科目及び基礎科目の範囲
- 一般養成施設の教育カリキュラムの編成(科目・時間数)
- 短期養成施設の教育カリキュラムの編成(科目・時間数)
- 各科目の教育目標及び教育内容とその示し方 等

② 実習の在り方の検討事項

- 目標及び教育内容、時間数
- 教員及び実習指導者の要件
- 実習施設の基準 等

③ その他の検討事項

- 施設整備の要件(必要な規制緩和や要件の弾力化)
- 国家試験の在り方
- 実務経験の範囲
- 自己研鑽の在り方及び職能団体等による卒後研修の在り方
- 業務対象、職域の範囲 等

検討の進め方(案)

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会

WG

平成19年12月
第1回

・精神保健福祉士の取り巻く環境の変化を踏まえた現状と全体としての在り方の検討

平成20年1月
第2回

・教育カリキュラムについての検討
(社会福祉士及び介護福祉士法改正を参考に共通科目を検討)

平成20年1月～2月 中間報告

→ 共通科目関係各省令、告示、通知改正作業

平成20年2月～

・保健福祉系大学等における指定科目及び基礎科目の検討
・一般養成施設及び短期養成施設における教育カリキュラムの編成 等

検討会と並行して作業

平成20年7月目途として 検討会報告書

精神保健福祉士の現状について

精神保健福祉士の概要

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法(平成9年法律第31号)に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者を言う。

精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

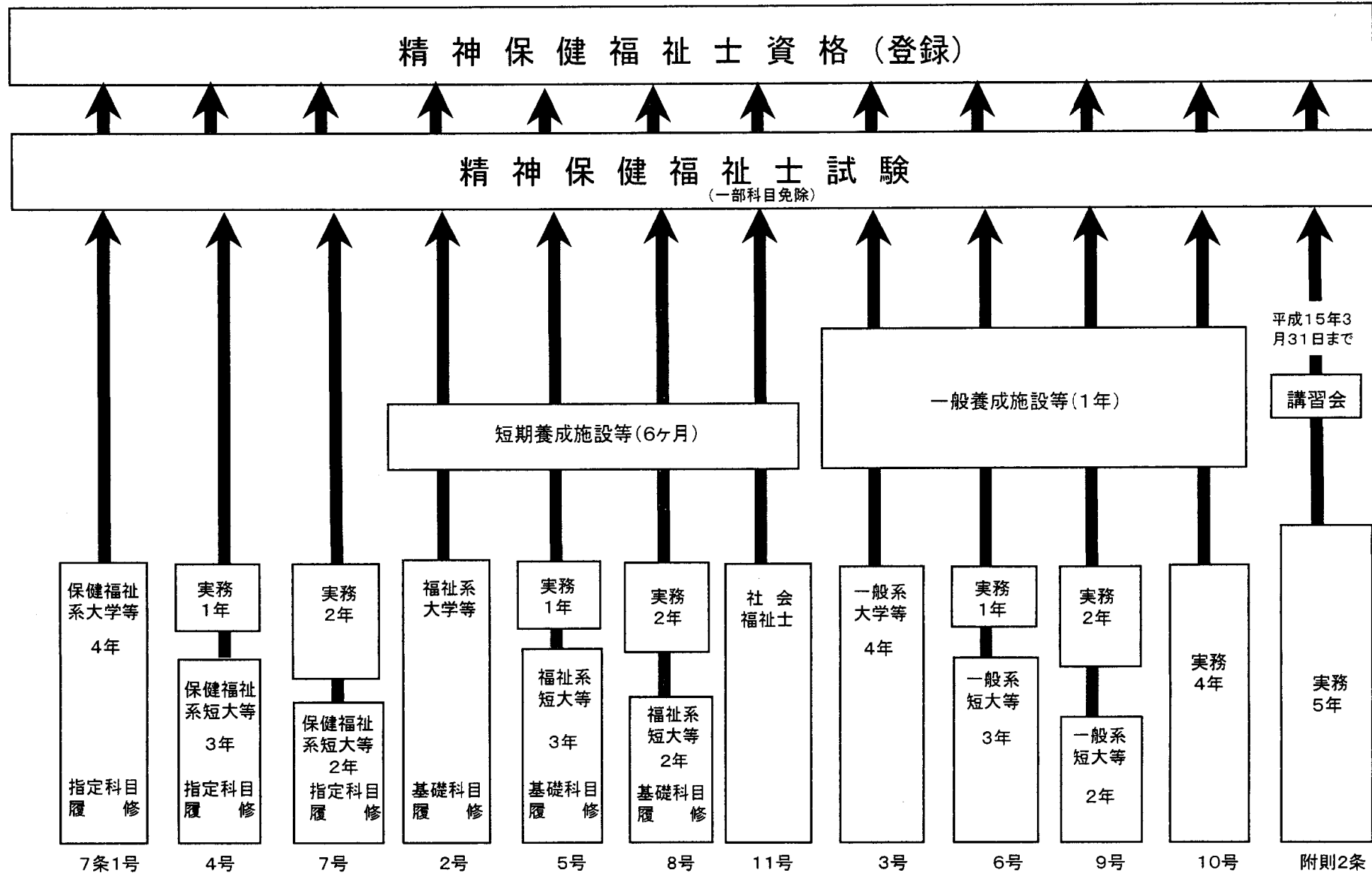
資格者の登録状況

30,326人(平成19年3月末現在)

	第1回 (10年度)	第2回 (11年度)	第3回 (12年度)	第4回 (13年度)	第5回 (14年度)	第6回 (15年度)	第7回 (16年度)	第8回 (17年度)	第9回 (18年度)	合計
受験者数(人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	54,467
合格者数(人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	35,494
合格率(%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	65.2
登録者数(人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	30,326

精神保健福祉士の概要 (2)

資格取得方法



資格取得方法別受験者数及び合格者数

区分		保健福祉系大学		保健福祉系 短大3年 +実務1年		保健福祉系 短大2年 +実務2年		短期養成施設		一般養成施設		講習会		合計		
法7条		1号		4号		7号		2,5,8,11号		3,6,9,10号		法附則2条				
回	年度	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	合格率
1	10	74	70	0	0	0	0	14	13	172	161	4,606	4,094	4,866	4,338	89.1%
2	11	233	190	0	0	0	0	90	82	529	479	2,683	1,835	3,535	2,586	73.2%
3	12	634	426	0	0	0	0	106	79	696	574	2,846	1,625	4,282	2,704	63.1%
4	13	970	601	91	24	13	5	355	298	855	657	3,196	1,830	5,480	3,415	62.3%
5	14	1,478	891	405	130	33	10	570	502	1,713	1,307	4,840	2,959	9,039	5,799	64.2%
6	15	2,119	1,105	536	126	77	29	1,005	867	2,094	1,462	-	-	5,831	3,589	61.6%
7	16	2,457	1,300	657	172	97	28	1,134	974	2,366	1,637	-	-	6,711	4,111	61.3%
8	17	2,768	1,405	691	208	73	26	1,317	1,174	2,440	1,657	-	-	7,289	4,470	61.3%
合計		10,733	5,988	2,380	660	293	98	4,591	3,989	10,865	7,934	18,171	12,343	47,033	31,012	65.9%
比率		22.8%	19.3%	5.1%	2.1%	0.6%	0.3%	9.8%	12.9%	23.1%	25.6%	38.6%	39.8%	100.0%	100.0%	
合格率		55.8%		27.7%		33.4%		86.9%		73.0%		67.9%				
		50.3%														

出典：(財)社会福祉振興・試験センター調べ

精神保健福祉士の現状(1)

○精神保健福祉士登録者数 【30,326人(平成19年3月末現在)】

<精神保健福祉士の配置状況(平成17年10月現在)>

○病院での従事者数 5,378人(1施設あたり0.6人)

〔 精神科病院 3,912人(3.6人)
一般病院 1,466人(0.2人)〕

出典:平成17年病院報告

○一般診療所での従事者数 1,058人(0.01人)

出典:平成17年医療施設(静態・動態)調査

○精神障害者社会復帰施設での従事者数 1,949人(1.2人)

〔 生活訓練施設※ 477人(1.7人)
福祉ホーム 128人(0.5人)
入所授産施設※ 30人(1.0人)
通所授産施設※ 339人(1.2人)
小規模通所授産施設 220人(0.6人)
福祉工場 19人(1.1人)
地域生活支援センター※ 735人(1.6人)〕

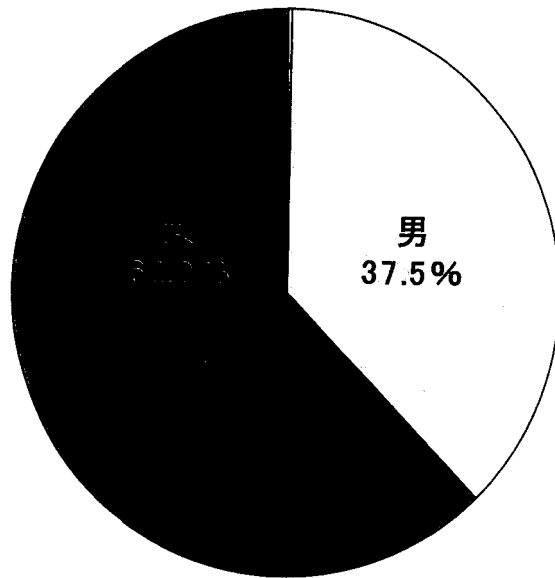
○その他の社会福祉施設等での従事者数 100人

出典:平成17年社会福祉施設等調査

※は、施設基準において、精神保健福祉士が必置とされているもの。

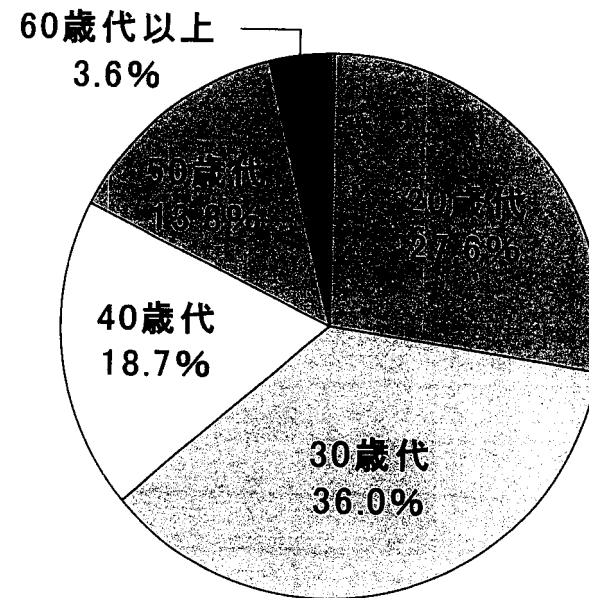
精神保健福祉士の現状(2)

性別



n = 3,054

年齢階級



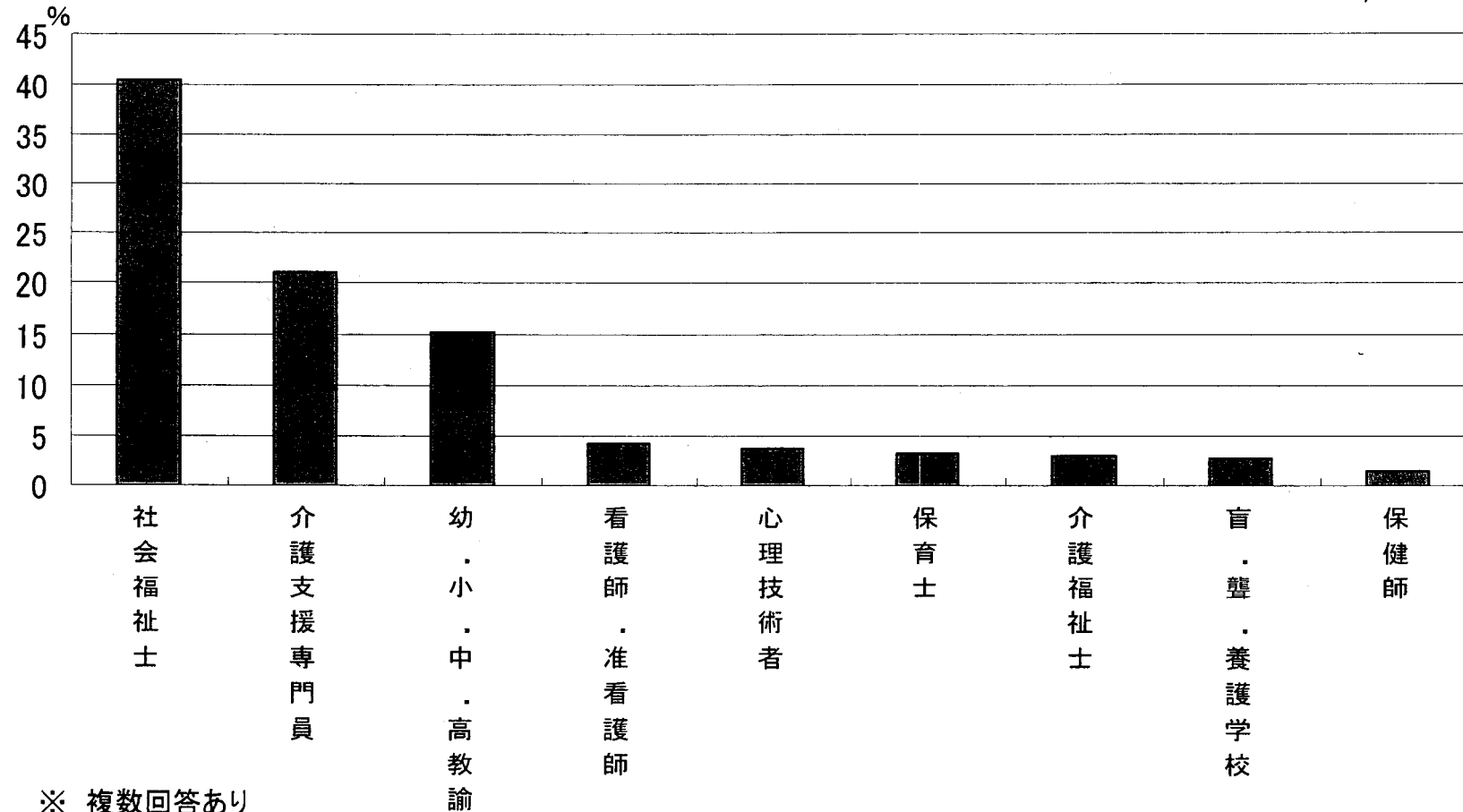
n = 3,054

出典: 2006年度構成員実態調査結果(社団法人日本精神保健福祉士協会)

精神保健福祉士の現状(3)

精神保健福祉士が有する他の資格・免許

n = 3,054



出典：2006年度構成員実態調査結果(社団法人日本精神保健福祉士協会)